平成２４年（フ）第２１号
長野県上伊那郡南箕輪村2882番地８
債務者　桑島　啓子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２３号
長野県上伊那郡宮田村6195番地183　県住30号
債務者　林　　順治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２７号
長野県伊那市狐島3765番地３　春日ハイツ２－Ｂ号
債務者　唐澤　正美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５７号
奈良県天理市櫟本町1525番地１
債務者　柴田　仁志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
徳島市南内町１丁目14番地
債務者　鈴江　義隆
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
徳島市南内町１丁目14番地
債務者　鈴江眞実代
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
沖縄県国頭郡本部町字嘉津宇897番地
債務者　東江　京子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２３号
沖縄県国頭郡恩納村山田2681番地２イーストマンションＡ棟206号室、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字喜名223番地７
債務者　山田　博乃
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１２０号
盛岡市月が丘３丁目42番７号、旧住所盛岡市馬場町10番５号　喜還荘103号
債務者　藤野　忠雄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２１号
盛岡市月が丘３丁目42番７号、旧住所盛岡市馬場町10番５号　喜還荘103号
債務者　藤野　葉子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３９号
岩手県奥州市水沢区字斉の神91番地２　コーポさくら２－３号室、旧住所岩手県奥州市胆沢区若柳字上萱刈窪235番地
債務者　佐々木龍美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢494番地14
債務者　井上　政昭
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県南あわじ市福良乙200番地１
債務者　小路　裕三
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
山口県岩国市美和町渋前1560番地２
債務者　北林与志生
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５０号
山口県下関市秋根新町７番22―305号　公団住宅
債務者　岡邉　健二
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
高知県四万十市赤松町11番14号
債務者　山﨑　聖佳
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第９８９号
名古屋市天白区植田本町２丁目710番地　アメニティ植田Ｂ棟201号
債務者　森山　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部